

## 御前崎市議会政治倫理審査委員会（第4回）

日 時 令和7年9月5日（金）午前8時47分開会  
場 所 市役所 4階 全員協議会室

- 
- 1 開会
  - 2 審査結果の報告について
  - 3 その他
  - 4 閉会
- 

### ○出席委員（8名）

福田 伸次 村田 明彦 小田 芳久 櫻井 勝 植田 浩之  
渥美 昌裕 阿形 昭 阿南 澄男

### ○欠席委員（1名）

河原崎惠士

---

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 高塚 高寿 係長 安保 謙一 総括主任 清水 正明

---

[午前8時47分 開会]

○副委員長（阿南澄男） 皆さん、おはようございます。只今から第4回御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催します。本日も河原崎委員長は体調不良で欠席をしておりますので、副委員長の私が委員長の職務を代行いたします。なお、本日の会議は公開で行いますのでご承知おきください。議題1「審査結果の報告について」を議題といたします。本日はこれまでの経過を含め、審査結果報告書（案）として取りまとめ、お手元に配付をさせていただきました。それでは審査結果報告書及び付帯意見（案）について、事務局から説明をお願いします。説明は、審査の結果と付帯意見のみで結構です。事務局長お願いいたします。

○高塚事務局長 議会事務局長の高塚でございます。それでは審査結果と付帯意見を説明いただきます。お手持ちの資料の13ページになります。7. 審査の結果 (1) 「審査請求の適否について」、政治倫理基準に照らし合わせて協議した結果、本事案は、審査に適するものと決定した。 (2) 「政治倫理基準に違反する事実の存否について」、①御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密の議事に関する内容

を公の場で公開したことについては、高田和幸議員が弁明書の中で、委員会の内容を出席者の誰かが外部に洩らしたかのように書いている。秘密会の内容を誰かから聞いて書いたのか、それとも全く想像で書いたのかは、高田和幸議員にしかわからないことであるが、軽々に弁明書の中に秘密会の情報を記載し、本会議場で読み上げるという行為は、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号及び第6号に違反するものと認定した。②高田和幸議員の発言の真偽を確認するための調査が実施された際、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして御前崎市議会政治倫理審査委員会への審査を妨害したことについては、令和7年7月11日に発信された自身のブログを見れば明らかであり、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反するものと認定した。③令和7年6月13日の本会議終了後、議場において特定の職員にハラスメント行為を行ったことについては、秘密会の議事の内容に触れる恐れがあるので、詳細は記載できないが、当時の状況から考えて明らかにハラスメント行為と思われるため、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第7号に違反するものと認定した。④自身のチラシ（弁明書）を町内会の回覧文書として地域住民に回覧したことについては、公職選挙法に抵触するものではないが、個々の議員がそれぞれの地区でこのようなことをすれば、その都度、配布するか否かの判断は町内会長に委ねられ、町内会長の負担が増大することは容易に想像できる。市が手数料を支払って回覧配布をお願いしている町内会に、議員が個人的なチラシの配布を依頼することは、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反するものと認定した。⑤御前崎市議会政治倫理審査委員会の事情聴取における高田和幸議員の証言拒否は、御前崎市議会議員政治倫理規程第2条第2項に規定された議員の責務を放棄するものであり、副委員長から退席を命じられた際も、持参した手提げバッグを机に叩きつけるようにして席を立つなど、その態度も議員としての品位を著しく損なうものとして、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に違反るものと認定した。付帯意見。御前崎市議会政治倫理審査委員会は、審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付す。「1. 対象議員へ講ずるべき措置の内容」、今回の事案は、高田和幸議員個人の信頼失墜だけでなく、御前崎市議会並びに御前崎市職員に対する市民の信頼を大きく揺るがす結果となった。よって、本委員会は、高田和幸議員に対し、「議員辞職勧告」の措置を講ずるよう求める。なお、高田和幸議員には、このような事態を招いた責任を重く受け止めていただき、速やかに議員の職を辞することを強く求める。以上でございます。

○阿南副委員長 議会事務局長の説明が終わりました。改めて申し上げますが、政治倫理規程の第2条には、議員の責務として「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に真実を明らかにして、説明責任を果たさなければならない。」と明記されています。しかし、前回の会議で高田議員は明確に証言拒否をしております。あまつさえ、私から退席を命じられると、高田議員は自らの手提げバッグを机に叩きつけるようにして席を立っています。これが市民の付託を受けた公職にある者の態度と言えるでしょうか。もはや高田議員には、何が問題となっているのかさえ理解できていないと言わざるを得ません。委員の皆様から、この審査結果報告書の内容について、質疑、ご意見はありますか。

○阿形委員 前回、高田議員が発言を拒否して退席をしました。この場で「退席してもいいよ。」として退席したわけですけれども、憲法に黙秘権がちゃんと保障されています。ですから、喋らないっていうのは人権の一つだし、憲法の一つでもあるので、それは該当しないと思います。あと犯罪にも軽い重いがあるように、自分としては今回も議員辞職勧告については賛同し兼ねます。以上です。

○阿南副委員長 憲法という話が出たけど、そこはどうだ。

○清水総括主任 議会事務局です。憲法の話につきましては、今ここで即答は難しいですが、何れにしましても法に触ることは、当然、倫理規程にも触れると思いますが、例え法に触れなくても倫理に触れるといいますか、倫理規程に該当するというものは当然あろうかと思いますので、その倫理規程につきましては委員の皆様のご判断と事務局は考えます。以上です。

○阿南副委員長 阿形委員、先程、私が改めて申し上げましたが、政治倫理規程の第2条では、議員の責務として「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に真実を明らかにして、説明責任を果たさなければならない。」と明記されております。これは私どものルールであり、これがみんなで決めた政治倫理規程なんですよ。そこに憲法の話出すのは、はちょっと違うじゃないの。

○阿形委員 でも、彼は公開なら喋る可能性があったわけで、全部を否定したわけではないんですよ。そういう条件にはまらなかったので、喋らなかった。喋らないっていう権利は権利だと思います。

○植田委員 権利っていうのは義務を果たして、初めて権利が発生すると思うんです。人としての義務、やるべきことやらないで、ああいうことをするっていうのは、明らかにちょっと筋が違うのではないかっていう感じを受けます。それに高田議員は子どもの頃から剣道を一生懸命やって、礼儀とかそういうものが本当にわかっている人だと思うんですよ。そういう人が机にカバンを叩きつける行動をとったりするところに品格が足りないんじゃないかなと、自分は思います。

○阿形委員 義務を果たしていないという話ですけど、出席要請に対してはここに来たわけで、そういう義務は果たしている。

○阿南副委員長 私はそういう話じゃないと思う。本来この事件の起因は、高田議員本人じゃないですか。本人が次から次と倫理違反をするから、3回も政治倫理審査会を開いている。1年以内に3回も政治倫理審査会を開く、そのような人物なんかいるわけがないじゃないですか。それが阿形委員の話によれば、憲法によって保障されているって、それは植田委員が言うとおりだと思うよ。まず、果たすべき義務を果たして権利じゃないですか。ちゃんとした義務を果たす。議員らしく行動することで政治倫理審査会に関わるようなことをしなきや、何でもないわけなんだからさ。もう一つは何だっけ。

○阿形委員 議員辞職勧告に当たらないと自分は思います。

○阿南副委員長 前回、議員辞職勧告を出しているんですよ。それで再度こういうことで審議した結果、違反に該当するということで結論が出て、もう、議員辞職勧告以上のものはもうないんだよな。それを今度は議員辞職勧告を見送って文書による注意となると、何だって言う話になると、私は思い

ます。

○櫻井委員 前回の審査会で高田議員が一言も言わず、ブログでそういう発信をする点がまずおかしいというふうに思います。自己主張はするのに、なんで審査会では無いのかっていうのが一番の問題だと思います。それから、高田議員の行動を見ていまして、なんて言っていいのかわかりませんが、委員会を「なんじゃ、これ」って思っているんじゃないかと私は思いますので、議員辞職勧告で構わない、当然だと私は思います。

○渥美議長 秘密会でやるということは皆さんで決めたことであって、それはルールだと思います。ですから、秘密会だったら言わない、秘密会で言ってしまうと自分の後援会で言うことができない、要するにその場で言ったことをちゃんと捉えてもらえなきゃ言わないという趣旨だったですね。でも、彼はブログで書いているわけじゃないですか。発信元はいくらでもあると思うんですよね。だから、あくまでもこの会議では秘密会であったということだと思うんですよね。ですから、この結論というのは、議員辞職勧告以下はないと思います。これ以上だと思います。もう何回も繰り返して3回目ですからね。そういうことで言えば、やっぱり、辞職勧告で当然だろうと、こんなふうに思います。

○小田委員 最後の審査会で「今回は話しませんよ。」と言って、帰っちゃったというのが、やっぱり一番決め手になっちゃっていますからね。やっぱりそこに呼ばれたからには、誠実に答えなくともいいんですが、聞かれたことについては「お答えし兼ねます。」っていうことを積み重ねていくならないんですけど、「今日は話しませんから帰ります。」っていう態度がね、如何なものかと思います。

○阿南副委員長 ふと思い出したけど、証言拒否っていうのがあるんですよ。それは伊東市長に対する百条委員会で証言を拒否したってことで告発されたんですよ。それは憲法に触れないんですか。

○阿形委員 それはよくわかりません。

○阿南副委員長 憲法違反にはならないでしょう。

○阿形委員 憲法では黙秘権は認められていることを、言っただけです。

○阿南副委員長 証言拒否で告発されたんですよ。地方自治法で百条というものが法制化されていて、その中で証言を拒否する、出頭を拒否するってことは告発対象で、伊東市長は現在告発されているわけです。だからそこにも憲法云々以前の問題で、秘密会でやると決めて秘密会ですって告知をして、それで証言をしてください、って言ったら、公開じゃなければやらないって、それは本人の言い分であって我々のルールは秘密会ということで設定したんだから。それに反論してカバンで机を叩いて帰ったのが、憲法だどうだってことはそれ以前の問題だと思うよ。

○福田委員 正直悩んでいます。前回も辞職勧告が出ているでしょう。今回もこれでしょう。彼を更生させる方法はないのかなと考えている。少なからず彼も市民の付託を受けて当選した議員で、何故あんなのかなっていうところを常に考えているんですけど。何がさせるのか。何を趣旨としてどのような主張をするのか、ちょっと答えが出ないです。

○阿南副委員長 前回、議員辞職勧告を出した。反発をしてブログも出して違反すると認定されたわ

けですが、そこに反省も何もないわけだ。議会だより辞職勧告の文が記事として出るってわかつたら、すかさず自分で「閉鎖な御前崎市政」、「市民の声を反映しない市政」という極論を書いて、これを自ら町内会長のところに行って回覧してもらっているんだよ。反省以前の問題じゃないの。だから今度出しても強制的に辞めさせができるものじゃないんだから、当委員会として度重なる辞職勧告を出しましたという話だから、そんなに深刻に考えることじゃないんだよ。

○福田委員 深刻に考えますよ。

○阿南副委員長 3回でも4回でも出る可能性がある。そういうことだよ。

○福田委員 これを重く受け止めないところが、何なのかなっていうところであって……。

○阿南副委員長 それは本人しかわからないよ。職員が名乗り出ようとしたところ、自分が止めたことをブログで書くかね。普通では考えられないんじゃないの。

○村田委員 とにかく倫理規程第2条に完全に違反しているというか、真摯に対応していただいていることもありますので、これ以上言っても仕方がないという感じがあります。前回のことは自分で認めになつたというふうに解釈していいんじゃないかなと思います。

○阿南副委員長 阿形委員ほかの人は妥当だという意見になりましたが……。

○阿形委員 私はこれには反対です。

○阿南副委員長 阿形委員はこの処分に反対ということです。

○阿形委員 口頭注意くらいで議長としっかり話をして、福田委員が言ったように更生する方法を考えた方がいいと思う。しっかり話し合って、こういうものを出すんじゃなくて、きちんと指導して欲しい。

○清水総括主任 この政治倫理審査委員会は、政治倫理基準に違反した事実があったか、なかったかを決める委員会でございますので、この委員会で指導するとか、そういう話ではありません。ここは事実があったかどうか、それと、付帯意見については、あくまでも付帯意見でございます。それは議長に答申するためのものでございます。最終的には議長から議会運営委員会に諮られるという流れにならうかと思いますので、今言われる指導云々については、議会運営委員会でご議論いただく形になるのではないかというふうに思います。

○阿南副委員長 阿形委員、そういうことです。

○阿形委員 議員辞職勧告はふさわしくないと思います。いろんな程度があって、議員辞職勧告はふさわしくない。何回っていう回数じゃないと思います。

○阿南副委員長 話の内容がわからんことはないけどさ、3回目だよ。最初は文書で議長や副議長から十分注意をしたし、議長と話し合いをしたわけだよ。にも拘わらず2回目をやって議員辞職勧告を出され、そして飽き足らずにまた反抗するようにしてきてさ、その上であなたが言うような指導なんて出来るわけがないじゃない。

○阿形委員 指導を続けなきや駄目ですよ。

○渥美議長 この問題の発端は、去年12月の「ざまあみろ」なんですよね。そこで「申し訳なかったよ、皆さん。すまなかった。口が足りなかった。」で終わった話なんですよ。それを全部弁明してその都度足元見られているわけですよね。ただ、指導するとか云々って言っても大人ですよね。それも議員ですよ。人に指導される前に本人が気を付けるべきことだと思います。ですから、指導する人も限界がありますし、我々が指導するべき立場ではないと思います。あくまでも、今事務局が言ったように政治倫理審査委員会としてどうあるべきかという審査であって、付帯意見として辞職勧告になっていますけど、これはあくまでも私に対する意見であって、私の方から議運にかけるものであって、この場においてその動きをすることはないと私は思います。

○阿南副委員長 そういう議長の見解でございます。全委員、一致じゃなくてもいいんだろ。

○清水総括主任 この規程にございますように、多数決をとる場合、出席委員の4分の3で決します。通常は簡易採決で「異議なし」でやられていますけども、もしも異議あるようでしたら、採決は挙手の4分の3ということで決定になろうかと思います。

○阿南副委員長 皆さんから意見を聞いて採決して終わりにしたいのですが……。どうですか皆さん。付帯意見に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成委員は挙手]

○清水総括主任 委員長が加われば賛成者6人で4分の3以上となります。

○阿南副委員長 そういうことで、付帯意見は採決して可決ということになりましたので、この付帯意見を議長宛てに、欠席している河原崎委員長には私の方から提出するということで終わりにしたいと思います。審査結果報告書及び付帯意見は議長に提出することに決定しました。委員の皆さんには、円滑な審査にご協力いただき、本日の会議をもって当該事案の審査を終了することができました。改めて感謝を申し上げます。なお、倫理規程の第6条第5項で「委員の皆様の任期は、審査結果報告書を議長に提出したときをもって終了する。」となっております。会議終了後、速やかに私から議長へ報告書を提出しますので、ご承知おきください。その他全体を通して何かご意見はありますか。なければこれで閉会といたします。互礼を行います。ご苦労様でした。

[午前9時12分 閉会]

---

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

副委員長 阿南 澄男